

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

令和2年2月7日

上伊那圏域水道水質管理協議会
会長 白鳥政徳

記

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和2年度 水道水質基準項目検査委託
- (2) 検体引渡場所 箕輪町大字中箕輪2134-32 箕輪浄水場
- (3) 概要

検体の収集及び検査・報告

- (4) 期間 契約日から令和3年3月31日

(5) 支払条件

ア 前金払 無

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件

次に掲げる要件を「入札公告日から落札者決定日まで」の間、すべて満たしていることが必要です。

(1)入札参加資格	<p>○地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>○水道法20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けたものであること。</p> <p>○緊急時に対応するため、長野県の中南信に検査施設があること。</p> <p>○所在する市区町村に税の未納額がない者であること。</p>
-----------	--

3 入札手続等

手 続 等	期 間、期 日 及 び 期 限	場 所
設計図書の閲覧 (入手)	令和2年2月7日(金)から 令和2年2月18日(火)まで 注)1のとおり	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局内 上伊那圏域水道水質管理協議会
設計図書等の入手方法	同 上	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
質問書の受付 (質問書は様式第2号 を使用してください。) http://kamiina-suidou.jp/pdf/syosiki_situmensyo.doc	令和2年2月7日(金)から 令和2年2月12日(水)まで 午後5時まで (土日、祝日を除く)	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局内 上伊那圏域水道水質管理協議会 FAX番号 0265-79-1130 メールアドレス kamiinaw@d7.dion.ne.jp
回答の閲覧期間	令和2年2月13日(木)から 注)2のとおり 最終回答期限 令和2年2月13日(木)まで	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
入札書等の提出開始日 及び提出期限	①入札書等提出開始日 令和2年2月17日(月) 注)3のとおり ②入札書等提出期限 令和2年2月18日(火) 午後5時15分 注)4のとおり ※郵送による場合 一般書留、簡易書留に限る	(提出先) 〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局内 上伊那圏域水道水質管理協議会

開 札 日	令和2年2月19日(水) 午前9時15分から 注)5のとおり	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団会議室
落札予定日	令和2年2月27日(木)	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定者決定の翌日	注)7のとおり

- 注1 閲覧時間は、企業団の休日を定める条例(平成18年企業団条例第3号)第1条第1項に規定する企業団の休日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧(長野県上伊那広域水道用水企業団ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。
- 3 質問回答につきまして、応札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 4 郵送、持参にかかわらず、「9 外封筒及び中封筒貼付け用紙」を切り抜き、商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)を記載の上、外封筒及び中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 6 落札者決定予定日は、入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 7 入札結果等は、ホームページに掲載するとともに、企業団事務局での閲覧により公表します。

4 地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格)の適用の有無 この入札は、最低制限価格を設けません。

5 落札者の決定方法等

- (1) 入札参加資格要件審査及び落札者の決定は、開札後に行います。
- (2) 入札参加資格要件審査は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の金額で入札した者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く)のうち最低の価格をもって入札をしたものから入札価格の低い順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行いますので、指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に「6 入札参加資格要件審査書類」に掲げる書類を持参し、提出してください。
- (3) 落札者の決定は、審査資料の提出があった日から起算して3日(休日を除く)以内に行いファクシミリ及び電話で連絡します。
- (4) 入札参加資格要件を満たしていないことを確認された者へは、入札参加資格要件不適合通知書(以下「不適合通知書」という)により通知します。
不適合通知書を受領した者は、その通知の発送日の翌日から起算して5日(休日を除く)以内に、書面により、入札参加資格要件を満たしていないことの理由について説明を求めることができます。
説明を求めた者へは、書面を受領した日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に、書面により回答します。

6 入札参加資格要件審査書類

- (1) 長野県税及び市区町村税の納税証明書の写し(公告日直近の納期を含むもの)

7 その他

(1) 次の場合は入札書を不受理とします。

- ア 提出が期限を過ぎた場合
- イ 封筒の宛先が一致していない場合
- ウ 封筒に開札日、業務名、検体引渡場所の記入がない場合
- エ 封筒に商号又は名称の記入がない場合
- オ 封筒の各項目に複数の記載がある場合
- カ 封筒の記載内容が明確でない場合
- キ 資格要件に適合しない場合

(2) 次の場合は受理した入札書を無効とします。

- ア 入札書が2通以上ある場合
- イ 入札書の商号又は名称の記入、または押印がない場合
- ウ 入札書に金額の記入がない場合
- エ 入札書の金額の訂正がある場合
- オ 入札書に業務名、検体引渡場所の記入がない場合
- カ 入札書の内容が明確でない場合
- キ 資格要件審査書類の提出が期限を過ぎた場合
- ク 資格要件審査書類に虚偽記載がある場合
- ケ 入札に談合がある場合
- コ 資格要件に適合しない場合

(3) 開札に立会う必要はありませんが、立会う場合には開始時刻までに入室してください。

8 問合せ先

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32
長野県上伊那広域水道用水企業団 事務局水質係
電話 0265-79-1131

9 封筒貼付け用紙

(キリトリ線に沿って切り取り、封筒の表面に糊で貼り付けてください。)

〒399-4601

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 行き

入札書等提出期限 令和2年2月18日(火)

開札日 令和2年2月19日(水)

業務名 令和2年度 水道水質基準項目検査委託

検体引渡場所 箕輪町大字中箕輪2134-32 箕輪浄水場

商号又は名称

担当者名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(FAX番号)

10 入札用封筒受付票

(入札書等を持参し、提出する場合で、提出したことを証する書類が必要な場合は、必要事項を記入し、切り取って持参してください。)

キリトリ

入札用封筒受付票

開札日 令和2年2月19日(水)

業務名 令和2年度 水道水質基準項目検査委託

検体引渡場所 箕輪町大字中箕輪2134-32 箕輪浄水場

商号又は名称

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局

1 1 入札書

入 札 書

年 月 日

上伊那圏域水道水質管理協議会
会 長 白 鳥 政 徳 様

入札人
住所
商号又は名称
代表者氏名

縦覧に供せられた入札公告を熟覧し、承諾した上で下記のとおり入札します。

記

(1) 業務名	令和2年度 水道水質基準項目検査委託
(2) 検体引渡場所	箕輪町大字中箕輪2134-32 箕輪浄水場
(3) 入札金額	円/検体
(4) 備考	※入札金額は消費税抜きとし、水質基準項目検査の 1検体当り（仕様書別紙1の2項目の合計）単価とする。

令和2年度水道水質基準項目検査委託仕様書

第1（基本事項）

1 目的

本委託業務は、給水栓水等とその原水の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、上伊那圏域水道水質管理協議会（以下「甲」という）が委託する「給水栓水等の水質検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

契約日から令和3年3月31日までとする。

第2（一般事項）

1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 契約期間 契約日から令和3年3月31日まで

4 履行場所 上伊那郡箕輪町中箕輪 2134-32

（長野県上伊那広域水道用水企業団（以下 企業団）内）

5 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

6 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

7 契約について

検査委託は単価契約とする。また、甲、乙どちらかの都合により、別紙 1 のうち、検査予定日予備検査試料数に大幅な変更がある場合は、甲、乙協議する。

8 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲乙協議する。

第3（検査項目）

1 水質検査

（1）検査項目

水道水質基準項目のうち、非イオン界面活性剤、フェノール類の2項目とする。

（2）検査日程および予定試料数

別紙 1 のとおり。

(3) 試料容器の取扱い

- ア 試料容器は甲が用意する。
- イ 試料容器は、検査試料廃棄後速やかに甲へ返却する。
- ウ 試料容器の洗浄については、甲が行うものとし、乙は試料廃棄後、水道水、蒸留水の順で容器の内外をすすぐ程度でよい。
- エ 採水容器の取扱いについては、甲の委託検査試料および容器とその他試料等を同時に作業することなく、その他の試料からの汚染がないよう留意する。

(4) 試料の引き渡しと運搬,保管

- ア 試料は、別紙 1 のとおり甲が用意する。
- イ 試料は、別紙 1 の検査予定日に 13 時 15 分に企業団の玄関にて引き渡しを行う。
- ウ 試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。
- エ 乙の検査機関までの搬入時間は試料引き渡しから 1 時間以内とし、検査方法に準じて保管する。
- オ 試料の運搬及び水質検査完了までに、容器の破損等により試料が紛失した場合は直ちに甲へ連絡する。
- カ 試料紛失時、甲に予備試料がある場合は、甲乙協議の上、引き渡し同日中に上記イ～オ同様、再度試料引き渡しに応じることとする。
- キ 検査予定日及び試料数について、天候等により採水が出来ない場合、または水源の休停止、再開等で変更がある場合は、甲、乙協議の上、変更に応じることとする。

第4(検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)により行う。

(2) 検査における留意事項

- ア 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号)に基づき実施する。
- イ 検査項目の定量下限値は、水質基準値の 10 分の 1 以下とする。
- ウ 試料の採水時間は、試料引き渡し日の午前 9 時 30 分とする。
- エ 試料引き渡し日の試料を 1 ロットとし、精度確保のため、1 ロットごとに検量線を作成する。

(3) 水質検査結果の報告

- ア 水質検査結果については、試料引き渡し日から一週間以内に報告する。
- イ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合は、直ちに甲に連絡する。

(4) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲、乙協議のうえ決定する。

(5) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(6) 検査結果報告書の作成

- ア 報告書には検査結果及び検査方法を記載する。
- イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員、分析条件等を記した資料、検量線(相関係数も含む)及びクロマトグラム等を添付する。
- ウ 報告書は、印刷したもののほかに PDF 形式、Excel ファイル形式等、データ形式のものを添付する。

2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 乙は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 妥当性評価の実施

妥当性評価として、委託検査項目について、水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン(平成 4 年 9 月 6 日健水発 0906 第 1 号別添)。(最終改正:平成 29 年 10 月 18 日薬生水発 1018 第 1 号)に基づき実施する。

(5) 内部精度管理の実施

内部精度管理として委託検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(6) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間(土曜日、日曜日、祝祭日を含む。)とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

(7) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

野帳、チャート類、機器の整備に係る記録等は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(8) 乙への立入検査

上記(1)~(7)の事項及び設備状況等について確認するため、甲(甲から委嘱を受けた専門家を含む)は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

一般事項	名 称	部数	提出期限等
	業務委託着手届	1	契約締結後速やかに
	従事者等届	1	契約締結後10日以内
	業務委託計画書	1	
	職務分担表	1	
	打合せ議事録	1	必要の都度

水質検査関係	名 称	部数	提出期限等
	検査項目の標準作業手順書	1	契約締結後10日以内
	妥当性評価結果書	1	
	検査機関連絡体制表	1	
	作業日報	1	試料引き渡し日から1週間以内
水質検査結果書	1		

※標準作業手順書は、水道 GLP に則った検査実施標準作業書、試料取扱標準作業書、試薬等管理標準作業書、機器保守管理標準作業書、設備点検記録簿を求める。

(2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出する。

なお、甲が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出する。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 安全管理

(1) 乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。

(3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告すること。

5 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速かに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当者と打合せを行うこと。

6 担当者

長野県上伊那広域水道用水企業団 水質係 喜多 信介